

<一般委託>

軌道下配水管漏水調査作業業務委託 仕様書

軌道下配水管漏水調査作業業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	地下漏水等を早期に発見し、2次災害の防止を図る。
2	履行期間	契約日から令和6年3月15日まで
3	施行場所	横須賀市追浜南町ほか
4	業務内容	監視型無線相関式漏水探査機を使用しての軌道下配水管漏水調査
5	特記事項	別紙、軌道下配水管漏水調査作業業務委託特記仕様書による
6	関係法規	別紙、軌道下配水管漏水調査作業業務委託特記仕様書による
7	資格要件	本業務履行については、下記に定める職務内容と実務経験を有するもの。 (1)調査技師(漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験7年以上を有する者。) (2)調査助手(漏水調査及び管路探知等の作業に習熟する者。)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 水道管路課 管路維持担当 中山 慎 電話 046-822-4206 管路維持担当 中野 孝紀 電話 046-822-4206

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

軌道下配水管漏水調査作業業務委託特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「当局」という。）が委託する軌道下配水管漏水調査作業業務委託に適用する。

第2条 業務基準

1 特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書により行うものとし、記載のない事項については当局監督員との協議を行うものとする。

2 業務内容

(1) 作業計画作成

当局からの貸与図面等を整理し、綿密な作業計画を検討し、作業計画書を提出すること。また作業計画書については、以下の項目を記載すること。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1) 調査概要 | 5) 安全・衛生管理 |
| 2) 調査内容及び手順 | 6) 品質管理（写真管理等） |
| 3) 行程表 | 7) 使用機器一覧表 |
| 4) 緊急連絡体制 | 8) 報告及び記録等 |

(2) 現場下見調査

本調査に先立ち、調査区域の配水管図面と現地の管路、弁栓類の位置確認を行うものとする。また、調査作業の障害の有無を確認し、障害が確認された場合は、その結果を当局監督員に報告すること。

(3) 監視型漏水調査

- 1) 軌道下配水管を調査対象とし、当該管路付属物（消火栓等）で監視型無線相関式漏水探査機を用いて漏水の有無を確認する調査であり、当該管路付属物の操作や取り外しは行わずに調査すること。
- 2) 調査実施にあたり、使用する監視型無線相関式漏水探査機は、当該管路付属物（仕切弁等）に設置する機器は多点相関調査機能を有し、調査距離が300mまで対応しているもので、1か月分の漏水データを蓄積できるものでなければならない。
- 3) 使用機器は、当局監督員と協議の上、承認をえること。
- 4) 調査実施にあたり、監視型無線相関式漏水探査機のデータをプリントアウトし、記録を保存すること。
- 5) 調査の結果、漏水等の異常と判断された場合は、当局監督員もしくは当局担当係に速やかに報告すること。
- 6) 現地の状況により調査が困難な場合は、当局監督員に報告しその指示を受けること。

(4) データ解析

データ解析する前に、漏水の判定基準を当局監督員と協議し決定すること。

また、データ解析した結果については速やかにその結果を当局監督員に提出し、その後の対応について当局監督員と協議し決定すること。

(5) 漏水確認調査

- 1) 監視型無線相関式漏水探査機に漏水判定が出た場合、軌道下配水管に対し当機による相関調査を実施し漏水の有無を判断する作業であり、8時30分から17時の間に実施すること。ただし、ボーリングや掘削など管を損傷させる可能性のある作業は、15時までとする。
- 2) 本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意すること。
- 3) やむを得ず上記時間帯以外で作業をする場合は、当局監督員と協議すること。
- 4) 修理立会の依頼を受けた場合はこれに従い、修理後に漏水音がある場合は、速やかに再調査を行うこと。
- 5) 作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を配置すること。
- 6) 漏水確認調査に際し、水道使用者また土地所有者への許可をもらうこと。また、止水栓等がある場合は、操作をして漏水位置の確認を行うこと。
- 7) 漏水箇所が軌道下配水管漏水調査作業の範囲外にあると判断される場合は、当局監督員へ報告し、今後の方向性について協議すること。

(6) 再調査

履行期間内に以下の場合は、確認調査に協力すること。

- 1) 修理時の立会い依頼
- 2) 修理後に漏水音がある場合
- 3) 修理時に掘削した場合に漏水が確認されなかった場合

(7) 報告書作成

本調査結果の報告書を作成し、軌道下配水管漏水調査作業報告書として提出すること。軌道下配水管漏水調査作業報告書については、以下の項目を記載すること。

1) 調査内容

調査概要、方法、使用機器
実施数量、実施行程表

2) 結果報告

監視型漏水調査結果一覧表
監視型漏水調査データ解析一覧表
軌道下配水管漏水調査に関する所見及び提案
漏水箇所一覧表及び漏水調査票（漏水確認調査を行った場合のみ）
作業日報、作業予定表

3) 実施状況写真

上記項目については、当局監督員と協議のうえ作成すること。

第3条 安全の確保

- 1 当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。
- 2 交通量の多い場所、転落の恐れがある場所で作業を行う場合は、調査関係者にヘルメット、安全靴、トラチヨッキ等の必要な保護具の着用を徹底させること。

第4条 業務の履行確認

- 1 軌道下配水管漏水調査の開始および終了した箇所については、作業日報（任意様式）及び漏水を発見した場合は、局が指定する漏水調査票を提出し、当局監督員にその都度報告を行うこと。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。
- 2 各調査業務の履行確認のため、軌道下配水管漏水調査箇所毎に、以下の実施状況の写真を提出すること。ただし、漏水確認調査の実施がない箇所については、漏水確認調査の実施状況の写真は、不要とする。

項目 \ 対象箇所	軌道下配水管漏水調査箇所 1か所当り（計15か所）
現場下見調査	2枚以上（起終点1か所毎）
監視型漏水調査	2枚以上（設置箇所毎）
漏水確認調査	実施毎 1枚以上

第5条 付帯事項

- 1 着手前に、使用機器等の一覧表を作成し、当局監督員の承諾を得なければならない。なお、器具機材については、精度を確認し、当局監督員に報告すること。また、器具機材及び消耗品が不相当及び不足の時は、取替え又は補充させることがある。
- 2 現地調査は、社名入りの作業服及び腕章等を着用し、当局発行の身分証明書を必ず携帯して、当局の委託調査員であることを明らかにすること。また完了後、身分証明書及び貸与品は速やかに返却すること。
- 3 原則として作業日報及び作業予定表（任意様式）は、日々提出すること。
- 4 調査が完了した軌道下配水管漏水調査箇所は、作業日報に記入し当局監督員に報告すること。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。
- 5 漏水位置の確定後、漏水箇所に「W」字で明示し、関連する止水栓等を白スプレーで表示すること。また、その止水栓等の操作の良否を確認し、局が指定する漏水調査票に記入すると共に当局監督員に口頭で報告すること。
- 6 公道・公設私道内で漏水を発見した場合は、分水栓の位置を白スプレーで表示すること。アスファルトやコンクリートの場合は、「T」字で、その他の舗装はオフセットやポイントで明示すること。
- 7 漏水位置確定時に舗装厚を測定し、局が指定する漏水調査票に記入すること。
- 8 貸与品の紛失や事故が発生した場合、速やかに当局監督員に報告すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第5章(行政機関等の義務等)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、個人情報の取扱いに関し、外部サービス(クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。)であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの(以下「約款等による外部サービス」という。)を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙(再受託者を含む。)に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙(再受託者を含む。)の事務所に立ち入ることができる。

2 乙(再受託者を含む。)は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙(再受託者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故(以下「漏えい事故」という。)が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙(再受託者を含む。)は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙(再受託者を含む。)が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙(再受託者を含む。)は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

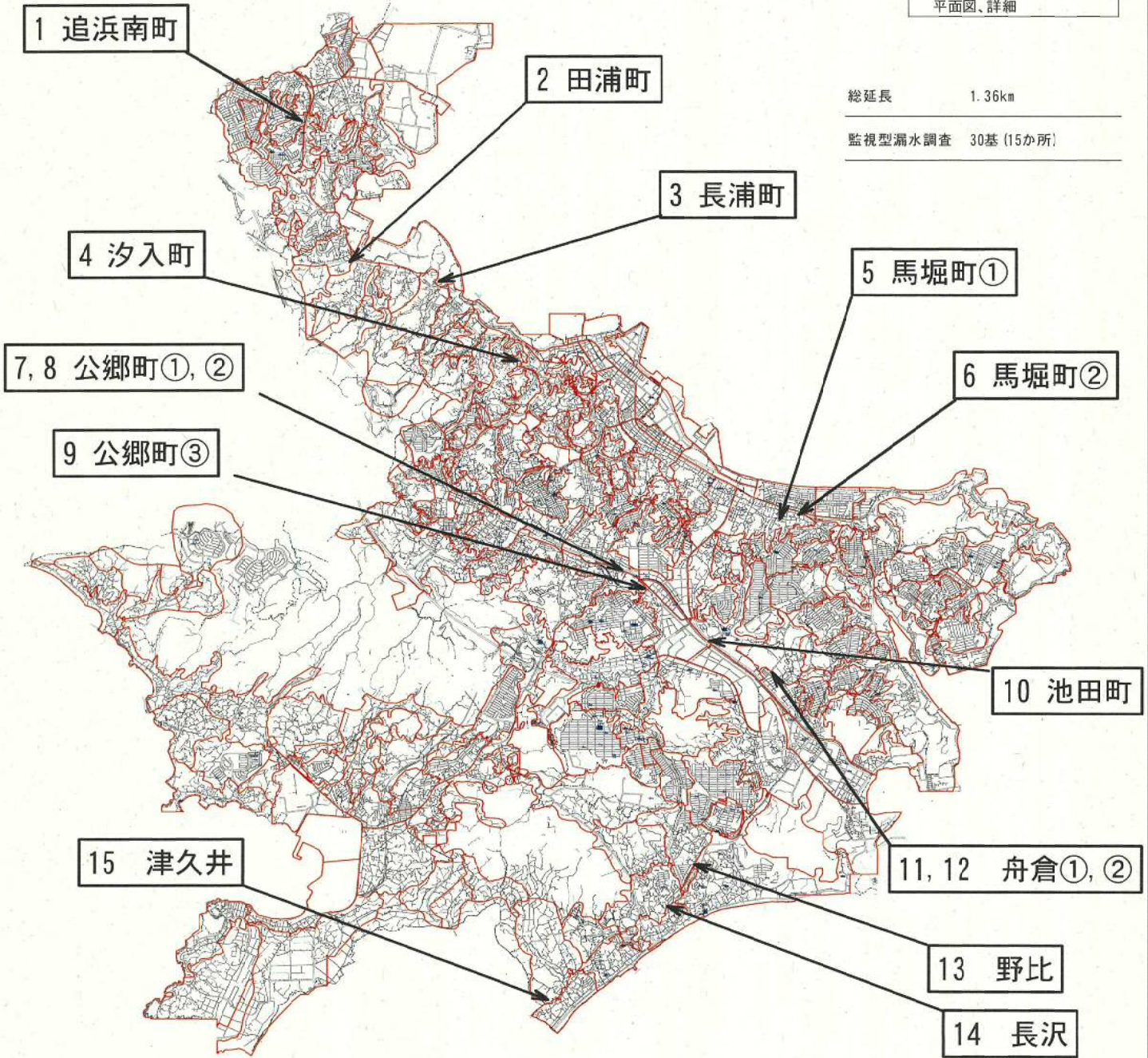
第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

平面図

参考図	1枚
委託名称	軌道下配水管漏水調査作業業務委託
施行位置	横須賀市追浜南町ほか
図面名称	平面図、詳細

総延長 1.36km

監視型漏水調査 30基 (15か所)



詳細

(単位：距離＝km)

No	ブロック	地区	距離	調査方法
1	1336	追浜南町	0.04	監視型無線相関式 漏水探査機
2	1305	田浦町	0.1	
3	1309	長浦町	0.04	
4	2101	汐入町	0.12	
5	2161	馬堀町①	0.07	
6	2161	馬堀町②	0.06	
7	3109	公郷町①	0.12	
8	4300	公郷町②	0.26	

No	ブロック	地区	距離	調査方法
9	3113	公郷町③	0.06	監視型無線相関式 漏水探査機
10	2170	池田町	0.05	
11	3100	舟倉①	0.11	
12	3114	舟倉②	0.07	
13	4100	野比	0.04	
14	4183	長沢	0.04	
15	5231	津久井	0.18	